

平成30年度幼保連携型認定こども園（北沢又地区）の設置・運営法人募集に係る質問事項に対する回答

※順不同

**質問1 【入口の設定について】**

東側を入口とすることができるのか。

事業実施地は北側より必要面積を確保してください。土地の形状から出入り口は北側もしくは東側に設定することが想定されますが、関係法令に基づき、関係機関と協議の上、計画を策定してください。

**質問2 【プールについて】**

事業実施地の小学校プールを使用せず、認定こども園用プールの設置を計画してよいか。

事業実施地東側プールは小学校用のため、事業実施にあたり使用することはできません。必要に応じて、設置を検討していただくようになりますが、施設整備事業の助成対象とはなりません。（本体工事費のみとなります。）

**質問3 【建物について】**

建物に対し、抵当権の設定はできるのか。

建物に対する抵当権の設定は可能です。

**質問4 【提出書類について】**

新規で法人設立予定の場合、何を提出するのか。

新規で法人設立予定の場合、B-①～③、⑥の提出は不要です。B-④は法人代表予定者の履歴書を提出してください。

**質問5 【提出書類について】**

運営する施設の監査結果書類とは、何を提出するのか。

都道府県や市町村が実施する施設の監査結果書類を提出してください。

**質問6 【決算書類について】**

直近1年分の決算処理が終わっていない場合は、直近3年分のうちの2年分を提出すればよいのか。

決算が終了しているうちの直近3年分の決算書類を提出してください。

**質問 7 【基本設計料について】**

基本設計料は収支予算書（施設整備）に計上するのか。

施設整備に関する収入・支出は、施設整備事業の助成対象・助成対象外によらず、全て計上していただくようになります。

**質問 8 【施設整備事業の助成について】**

定員を 80 人と想定した場合の施設整備事業の補助基準額を知りたい。

定員 80 人（1号認定子ども 20 人、2・3号認定子ども 60 人）を想定した場合の補助基準額は、本募集要項「資料 2 施設整備事業の助成について」の 1 施設整備事業助成概要に掲載しております。

**質問 9 【施設整備事業の助成について】**

土地借料加算は、補助対象割合が 3/4 となっている。残りはどのようになるのか。

土地借料加算は、「土地を賃借して施設整備をする場合に必要な費用」として、本体工事費に加算され、補助対象経費の本体工事費と土地借料加算の合計額の 3/4 が補助金として助成されます。新たに土地を賃借して施設整備をする場合に必要な費用の 1/4 は、加算されません。

**質問 10 【施設運営に関する給付額について】**

定員を 80 人と想定した場合の施設運営に関する給付額を知りたい。

内閣府ホームページに掲載されている施設型給付費（幼保連携型認定こども園）試算表をご参照ください。